

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年 4 月24日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 内藤 敏信
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号 東京ビルディング

【電話番号】 0 3 - 6 7 3 6 - 2 0 0 0

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M エマージング株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 4,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年10月24日付で提出した有価証券届出書（平成26年1月8日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（5）申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*1}は、3.675%^{*2}（税抜3.5%）が上限となっています。

*1 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

*2 平成26年4月1日より消費税率（地方消費税率を含みます。）が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.78%が上限となります。ただし、当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（4）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものです。

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率^{*}は、3.78%（税抜3.5%）が上限となっています。

* 当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（4）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約^{*}に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

* 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

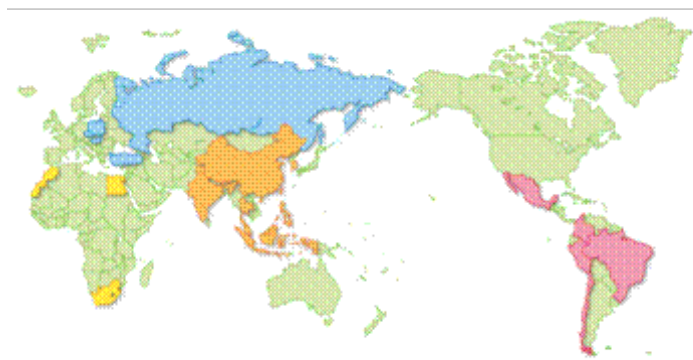
（1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、新興国^{*1}の株式等を実質的な主要投資対象として運用^{*2}を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

(略)



中南米	ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー
欧州	チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ
アジア	中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ
アフリカ	エジプト、モロッコ、南アフリカ

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国

(平成25年6月末現在)

(略)

(ニ) ファンドの特色

マザーファンドは、世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。

前記の株式には、以下の有価証券を含みます。

(略)

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち^{*1}、積極的な運用を行います。

*1 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式へのエクスポージャー^{*2}を引き下げることがあります。その場合、市況環境等により先物取引の売建てを使用することがあります。

*2 「株式へのエクスポージャー」とは、株価変動リスクにさらされている度合いをいいます。(株価変動リスクについては、後記「3投資リスク(1)リスク要因」をご参照ください。)

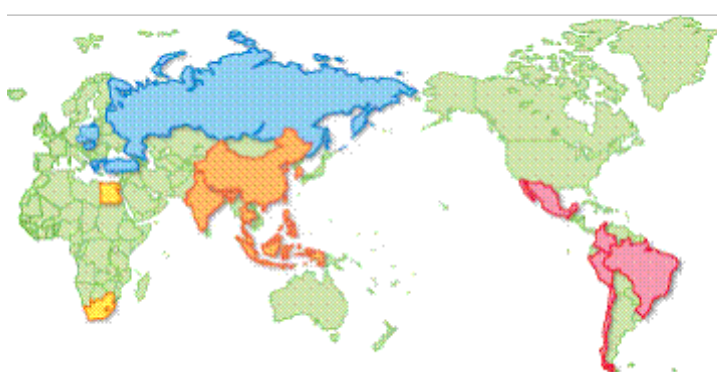
(以下略)

<訂正後>

(イ) ファンドの目的

当ファンドは、新興国^{*1}の株式等を実質的な主要投資対象として運用^{*2}を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

(略)



中南米	ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー
欧州	チェコ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、トルコ、ギリシャ
アジア	中国、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、フィリピン、台湾、タイ
アフリカ	エジプト、南アフリカ

MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国

(平成25年12月末現在)

(略)

(ニ) ファンドの特色

マザーファンドは、世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。

前記の株式には、以下の有価証券を含みます。

(略)

マザーファンドは、株式の組入比率には制限を設けず、原則として株式の組入比率は高位に保ち^{*1}、積極的な運用を行います。

*1 経済事情や投資環境の急変等が起きた場合は、一時的に株式へのエクスポージャー^{*2}を引き下げることがあります。その場合、市況環境等により先物取引の売建てを使用することがあります。

*2 「株式へのエクスポージャー」とは、株価変動リスクにさらされている度合いをいいます。（株価変動リスクについては、後記「3投資リスク（1）リスク要因 株価変動リスク」をご参照ください。）

（以下略）

（3）ファンドの仕組み

<訂正前>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成25年8月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成25年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（平成26年2月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成26年2月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

<訂正前>

（略）

（ロ）投資態度

（略）

ポートフォリオ構築

前記・で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成25年6月末時点での組入銘柄数は約70銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（ロ）投資態度

（略）

ポートフォリオ構築

前記・で絞り込まれた投資候補銘柄について、国別配分や業種配分が偏らないよう考慮しながら、組入銘柄を選別し、ポートフォリオを構築します（平成25年12月末時点での組入銘柄数は約70銘柄です。）。組入銘柄の見直しは随時行います。

（以下略）

（３）運用体制

<訂正前>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（略）

運用部門から独立した J P M I M 社の内部管理部門等においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。

（略）

（注１）（略）

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。そのヘッジ状況は、委託会社のリスク管理部門によりモニターされます。

（以下略）

<訂正後>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（略）

J P M I M 社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（略）

（注１）（略）

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・ 為替ヘッジにかかる運用体制

当ファンドにおいては、為替ヘッジは原則として行いませんが、経済事情や投資環境の急変等により必要な場合、委託会社の運用商品管理部門が当ファンドにおける為替ヘッジのための投資判断を行い、委託会社の債券運用部門が為替先物予約取引を執行します。その場合は、委託会社のリスク管理部門が日々為替に対するヘッジ状況をモニターします。

（以下略）

3【投資リスク】

（2）投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

（略）

（平成25年6月末現在）

（略）

- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

* 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

（以下略）

<訂正後>

（略）

（平成25年12月末現在）

（略）

- ・ リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（1）申込手数料

<訂正前>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%^{*}（税抜3.50%）が上限となっています。

* 平成26年4月1日より消費税率（以下、地方消費税率を含みます。）が8%に引上げられる予定です。その場合、手数料率は3.78%が上限となります。

ただし、当該消費税率の引上げについては、中止または延期される場合があります。（以下同じ。）

（以下略）

<訂正後>

発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.78%（税抜3.50%）が上限となっています。

（以下略）

(3) 信託報酬等

<訂正前>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.995%^{*}（税抜1.90%）を乗じて得た額とします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、年率2.052%となります。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります^{*}。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.945% (税抜0.90%)	年率0.105% (税抜0.10%)

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.972% (税抜0.90%)	年率0.972% (税抜0.90%)	年率0.108% (税抜0.10%)

(以下略)

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率2.052%（税抜1.90%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.972% (税抜0.90%)	年率0.972% (税抜0.90%)	年率0.108% (税抜0.10%)

(以下略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(略)

2. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%^{*}（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円^{*}（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

* 平成26年4月1日より消費税率が8%に上げられる予定です。その場合、信託財産の純資産総額に年率0.0216%を乗じて得た額（ただし、年間324万円を上限とします。）を当該監査費用とみなします。

< 訂正後 >

(略)

2. 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.0216%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間324万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から受けるものとします。

委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年8月末現在成立しているものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（八）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

^{*2} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(八) (略)

(二) 少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は平成26年1月1日以降、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるの

は、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA(ニーサ)をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147% (所得税7%および復興特別所得税0.147%)^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成26年2月末現在適用されるものです。

(略)

法人、個人別の課税の取扱いについて

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

* 平成49年12月31日までの税率です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。(損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。)

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)^{*2}の税率で源泉徴収されます。

*1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

*2 平成49年12月31日までの税率です。

(ハ) (略)

(二) 少額投資非課税制度(愛称:「NISA(ニーサ)」)について

公募株式投資信託は、税法上の少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISA(ニーサ)をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から

生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA(ニーサ)をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成49年12月31日までの税率です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成26年2月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	875,678,911	100.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,206,481	0.14
合計(純資産総額)		874,472,430	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考) JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年2月20日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	267,768,120	13.25
	イギリス	212,447,032	10.51
	香港	452,342,496	22.38
	タイ	48,201,512	2.38
	インドネシア	48,690,354	2.41
	ブラジル	173,969,484	8.61
	韓国	224,834,401	11.12
	台湾	207,841,717	10.28
	トルコ	48,529,272	2.40
	インド	160,033,986	7.92
	ハンガリー	1,497,761	0.07
	ポーランド	15,189,148	0.75

	南アフリカ	83,635,784	4.14
	カタール	44,320,978	2.19
	小計	1,989,302,045	98.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	32,174,887	1.59
合計(純資産総額)		2,021,476,932	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。
具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二) ファンドの特色」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成26年2月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J P Mエマージング株式マザーファンド (適格機関投資家専用)	546,343,219	1.5496	846,660,631	1.6028	875,678,911	100.14

(参考) J P Mエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年2月20日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	韓国	株式	KIA MOTORS CORPORATION	自動車・自動車部品	14,524	5,771.06	83,818,925	5,091.23	73,945,169	3.66
2	アメリカ	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	47,700	1,418.49	67,662,381	1,496.21	71,369,221	3.53
3	台湾	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	250,300	244.05	61,087,066	283.08	70,854,924	3.51
4	イギリス	ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	11,748	6,338.69	74,466,984	5,829.38	68,483,673	3.39
5	韓国	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD-PREF	半導体・半導体製造装置	691	82,589.00	57,069,001	93,116.09	64,343,225	3.18
6	イギリス	韓国	株式	SAMSUNG ELEC GDR 1/2 VOTING 144A	半導体・半導体製造装置	938	60,237.02	56,502,334	62,384.69	58,516,848	2.89
7	ブラジル	ブラジル	株式	AMBEV SA	食品・飲料・タバコ	72,315	710.00	51,344,112	698.04	50,479,109	2.50
8	香港	中国	株式	INDUSTRIAL AND COMMERCIAL BANK OF CHIN-H	銀行	775,000	67.26	52,133,475	63.83	49,475,690	2.45
9	カタール	カタール	株式	QATAR NATIONAL BANK	銀行	8,179	4,779.58	39,092,254	5,418.87	44,320,978	2.19
10	アメリカ	韓国	株式	SK TELECOM CO LTD-ADR	電気通信サービス	20,036	2,295.96	46,001,884	2,143.57	42,948,752	2.12
11	香港	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO OF CHINA-H	保険	49,000	662.66	32,470,614	869.22	42,591,829	2.11
12	香港	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	151,000	298.32	45,047,117	278.30	42,024,659	2.08

13	アメリカ	ブラジル	株式	EMBRAER SA-ADR	資本財	12,400	3,207.98	39,779,034	3,375.93	41,861,565	2.07
14	台湾	台湾	株式	FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	各種金融	271,000	139.61	37,836,776	145.58	39,453,264	1.95
15	台湾	台湾	株式	SILICONWARE PRECISION INDUSTRIES COMPANY	半導体・半導体製造装置	294,000	112.08	32,953,342	130.75	38,442,264	1.90
16	香港	中国	株式	CHINA MERCHANTS BANK CO LTD- H	銀行	192,903	180.70	34,858,150	194.15	37,453,429	1.85
17	香港	中国	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	853,200	44.31	37,812,458	43.39	37,024,699	1.83
18	インド	インド	株式	HCL TECHNOLOGIES LIMITED	ソフトウェア・サービス	14,545	1,504.92	21,889,102	2,480.62	36,080,632	1.78
19	アメリカ	インド	株式	INFOSYS LTD-SP ADR	ソフトウェア・サービス	5,769	5,092.02	29,375,882	6,128.01	35,352,538	1.75
20	香港	中国	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産	120,000	292.55	35,106,504	284.90	34,188,480	1.69
21	韓国	韓国	株式	SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD	保険	1,497	22,824.44	34,168,201	22,489.49	33,666,781	1.67
22	香港	中国	株式	SANDS CHINA LTD	消費者サービス	44,000	553.32	24,346,102	763.70	33,602,844	1.66
23	香港	中国	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	34,000	1,115.61	37,930,746	972.10	33,051,502	1.64
24	タイ	タイ	株式	KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD-NVDR	銀行	60,600	537.06	32,546,175	529.09	32,062,854	1.59
25	韓国	韓国	株式	LG CHEM LTD	素材	1,302	27,485.99	35,786,759	24,212.09	31,524,154	1.56
26	イギリス	イギリス	株式	TULLOW OIL PLC	エネルギー	23,400	1,395.07	32,644,705	1,323.93	30,980,046	1.53
27	香港	中国	株式	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	小売	272,000	149.44	40,648,414	112.77	30,674,664	1.52
28	アメリカ	ペルー	株式	CREDICORP LIMITED	銀行	2,358	12,065.81	28,451,190	13,003.63	30,662,560	1.52
29	ブラジル	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	22,624	1,257.50	28,449,778	1,328.59	30,058,065	1.49
30	香港	中国	株式	WYNN MACAU LIMITED	消費者サービス	66,400	286.22	19,005,207	446.48	29,646,371	1.47

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (二)

ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

(平成26年2月20日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.14

(参考) JPMエマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年2月20日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	9.52
		素材	6.34
		資本財	2.58
		自動車・自動車部品	8.95
		耐久消費財・アパレル	2.06
		消費者サービス	4.51
		小売	4.84
		食品・生活必需品小売り	0.75
		食品・飲料・タバコ	3.55
		銀行	19.49
		各種金融	1.95
		保険	3.77
		不動産	2.39
		ソフトウェア・サービス	4.04
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.98
		電気通信サービス	8.31
公益事業	0.95		
半導体・半導体製造装置	9.43		
合計			98.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成26年2月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成19年7月26日)	2,233	2,233	1.7496	1.7496
2期	(平成20年7月28日)	2,178	2,178	1.4292	1.4292
3期	(平成21年7月27日)	1,129	1,129	0.8830	0.8830
4期	(平成22年7月26日)	2,149	2,149	1.0768	1.0768
5期	(平成23年7月26日)	1,760	1,760	1.1527	1.1527
6期	(平成24年7月26日)	1,121	1,121	0.9948	0.9948
7期	(平成25年7月26日)	1,095	1,095	1.3728	1.3728
	平成25年2月末日	1,405	-	1.3937	-
	平成25年3月末日	1,359	-	1.3826	-
	平成25年4月末日	1,387	-	1.4576	-
	平成25年5月末日	1,352	-	1.4969	-
	平成25年6月末日	1,157	-	1.3163	-
	平成25年7月末日	1,069	-	1.3418	-
	平成25年8月末日	988	-	1.3133	-
	平成25年9月末日	1,027	-	1.4204	-
	平成25年10月末日	1,060	-	1.4983	-
	平成25年11月末日	1,026	-	1.5070	-
	平成25年12月末日	965	-	1.5309	-
	平成26年1月末日	877	-	1.3976	-
	平成26年2月20日	874	-	1.4090	-

分配の推移

期	1口当たり分配金（円）
1期	0.0000
2期	0.0000
3期	0.0000
4期	0.0000
5期	0.0000
6期	0.0000
7期	0.0000
8期（中間期）	0.0000

収益率の推移

期	収益率（％）
1期	75.0
2期	18.3
3期	38.2
4期	21.9
5期	7.0
6期	13.7
7期	38.0
8期（中間期）	6.1

（注）収益率とは計算期間末の基準価額（分配付）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落）（以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除したものです。

（４）設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
1期	2,157,337,089	880,955,086	1,276,382,003
2期	1,334,140,884	1,086,393,304	1,524,129,583
3期	477,881,635	722,900,029	1,279,111,189
4期	1,563,145,375	846,378,471	1,995,878,093
5期	601,828,574	1,069,998,848	1,527,707,819
6期	423,695,578	823,804,049	1,127,599,348
7期	296,312,265	626,221,926	797,689,687
8期（中間期）	58,359,451	228,135,413	627,913,725

（注１）第１期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2014年2月20日	設定日	2006年7月28日
純資産総額	874百万円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
3期	2009年7月	0
4期	2010年7月	0
5期	2011年7月	0
6期	2012年7月	0
7期	2013年7月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
中国	22.4%
韓国	16.1%
ブラジル	14.2%
台湾	10.3%
インド	9.7%
その他	25.8%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
香港ドル	22.4%
米ドル	21.4%
韓国ウォン	11.1%
新台幣ドル	10.3%
ブラジルレアル	8.6%
その他	24.7%

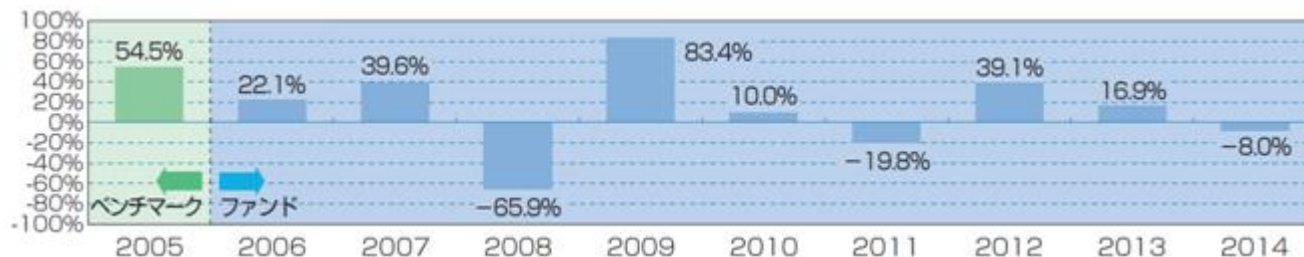
業種別構成状況

業種	投資比率 2
銀行	19.5%
エネルギー	9.5%
半導体・半導体製造装置	9.4%
自動車・自動車部品	8.9%
電気通信サービス	8.3%
その他	42.9%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国*1	通貨	業種	投資比率*2
1	起亜自動車	韓国	韓国ウォン	自動車・自動車部品	3.7%
2	ヴァーレ	ブラジル	米ドル	素材	3.5%
3	鴻海精密工業	台湾	新台幣ドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.5%
4	ルクオイル	ロシア	米ドル	エネルギー	3.4%
5	三星電子	韓国	韓国ウォン	半導体・半導体製造装置	3.2%
6	三星電子 (GDR)	韓国	米ドル	半導体・半導体製造装置	2.9%
7	アンペブ	ブラジル	ブラジルレアル	食品・飲料・タバコ	2.5%
8	中国工商银行	中国	香港ドル	銀行	2.4%
9	カタール・ナショナル・バンク	カタール	カタールリアル	銀行	2.2%
10	SKテレコム	韓国	米ドル	電気通信サービス	2.1%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2006年の年間収益率は設定日から年末営業日、2014年の年間収益率は前年末営業日から2014年2月20日までのものです。

* 2005年は、ファンドのベンチマークである「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）」の年間収益率です。

* ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しているものであり、ファンドの運用実績ではありません。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPMエマージング株式ファンドです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (2) ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年7月27日から平成25年7月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

また、当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（平成24年7月27日から平成25年7月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

また、当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年7月27日から平成26年1月26日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表について、以下の中間財務諸表に関する事項が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

【JPMエマージング株式ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

当中間計算期間末 (平成26年1月26日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	52,357
親投資信託受益証券	926,348,916
未収入金	7,371,325
流動資産合計	933,772,598
資産合計	
933,772,598	
負債の部	
流動負債	
未払解約金	8,893,758
未払受託者報酬	538,497
未払委託者報酬	9,692,774
その他未払費用	107,642
流動負債合計	19,232,671
負債合計	
19,232,671	
純資産の部	
元本等	
元本	¹ 627,913,725
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	286,626,202
(分配準備積立金)	116,492,678
元本等合計	914,539,927
純資産合計	
914,539,927	
負債純資産合計	
933,772,598	

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成25年 7月27日 至 平成26年 1月26日)
営業収益	
有価証券売買等損益	72,462,134
営業収益合計	72,462,134
営業費用	
受託者報酬	538,497
委託者報酬	¹ 9,692,774
その他費用	107,642
営業費用合計	10,338,913
営業利益	62,123,221
経常利益	62,123,221
中間純利益	62,123,221
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	14,629,869
期首剰余金又は期首欠損金 ()	297,372,277
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,146,694
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,146,694
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,386,121
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,386,121
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ()	286,626,202

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成26年1月26日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	797,689,687円
期中追加設定元本額	58,359,451円
期中一部解約元本額	228,135,413円
受益権の総数	627,913,725口
1口当たりの純資産額	1.4565円
(1万口当たりの純資産額)	(14,565円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当中間財務諸表対象期間
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じて得た額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	当中間計算期間末
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成25年7月26日現在)	(平成26年1月26日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		83,101,496	20,718,498
コール・ローン		33,198,348	2,522,750
株式		2,326,193,631	2,065,550,219
オプション証券等		13,612,973	-
派生商品評価勘定		160,423	161,600
未収入金		37,471,608	17,816,573
未収配当金		15,491,258	3,226,602
未収利息		27	2
流動資産合計		2,509,229,764	2,109,996,244
資産合計		2,509,229,764	2,109,996,244
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		193,180	137,992
未払金		50,549,694	-
未払解約金		20,563,712	9,271,324
流動負債合計		71,306,586	9,409,316
負債合計		71,306,586	9,409,316
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,576,326,391	1,269,405,777
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		861,596,787	831,181,151
元本等合計		2,437,923,178	2,100,586,928
純資産合計		2,437,923,178	2,100,586,928
負債純資産合計		2,509,229,764	2,109,996,244

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式およびオプション証券等 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成25年7月26日現在)	(平成26年1月26日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	2,114,882,208円	1,576,326,391円
期中追加設定元本額	356,532,730円	52,876,850円
期中解約元本額	895,088,547円	359,797,464円
元本の内訳（注）		
JPMEマージング株式ファンド	716,669,591円	559,795,091円
JPMEマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	487,521,005円	393,836,694円
JPMEマージング株式ファンド（毎月決算型）	371,750,810円	315,328,447円
JPM資産分散ファンド	384,985円	445,545円
合計	1,576,326,391円	1,269,405,777円
受益権の総数	1,576,326,391口	1,269,405,777口
1口当たりの純資産額	1.5466円	1.6548円
（1万口当たりの純資産額）	（15,466円）	（16,548円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	各期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成25年7月26日現在）				（平成26年1月26日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引								
	買建								
	アメリカドル	7,341,715	-	7,266,629	75,086	8,525,410	-	8,387,418	137,992
	香港ドル	11,683,897	-	11,565,803	118,094	-	-	-	-
	売建								
	アメリカドル	11,683,897	-	11,562,760	121,137	15,000,000	-	14,978,289	21,711
	英ポンド	4,868,661	-	4,838,862	29,799	-	-	-	-
	トルコ・リラ	-	-	-	-	3,229,388	-	3,151,832	77,556
	ハンガリーフォリン ト	-	-	-	-	3,221,970	-	3,184,218	37,752
	ポーランドズロチ	2,473,054	-	2,463,567	9,487	-	-	-	-
香港ドル	-	-	-	-	2,074,052	-	2,049,471	24,581	
合計		38,051,224	-	37,697,621	32,757	32,050,820	-	31,751,228	23,608

（注）1．為替予約の時価の算定方法

（1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

（2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<訂正前>

(平成25年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>1,029,291,885</u>	円
負債総額	<u>10,016,512</u>	円
純資産総額(-)	<u>1,019,275,373</u>	円
発行済口数	<u>768,187,016</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.3269</u>	円

(参考) J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年8月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>2,314,252,995</u>	円
負債総額	<u>10,002,713</u>	円
純資産総額(-)	<u>2,304,250,282</u>	円
発行済口数	<u>1,539,690,622</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.4966</u>	円

<訂正後>

(平成26年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>880,776,430</u>	円
負債総額	<u>6,304,000</u>	円
純資産総額(-)	<u>874,472,430</u>	円
発行済口数	<u>620,651,925</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.4090</u>	円

(参考) J P M エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成26年2月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	<u>2,070,068,959</u>	円
負債総額	<u>48,592,027</u>	円
純資産総額(-)	<u>2,021,476,932</u>	円
発行済口数	<u>1,261,183,341</u>	口
1口当たり純資産額(/)	<u>1.6028</u>	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（平成25年8月末現在）

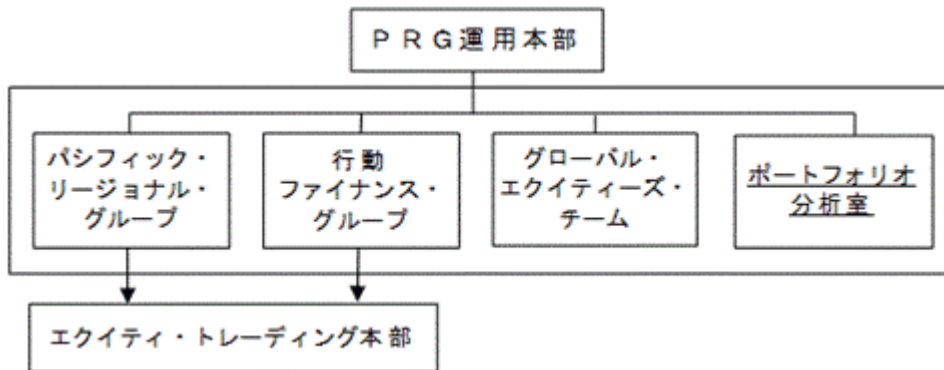
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）PRG運用本部



（a）～（f）（略）

（g）ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記（c）・（d）のグループにその結果を提供します。

（略）

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（平成26年2月末現在）

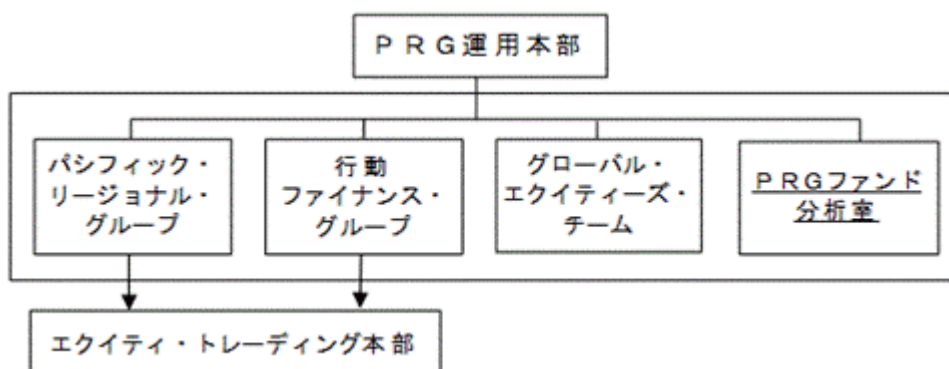
（略）

会社の意思決定機構

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）PRG運用本部



(a) ~ (f) (略)

(g) P R G ファンド分析室は、運用実績の分析を行い、前記 (c) ・ (d) のグループにその結果を提供します。

(略)

(注) 前記 (イ) 、 (ロ) および (ハ) の意思決定機構、組織名称等は、平成26年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年8月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	73	845,837
公募単位型株式投資信託	4	33,768
公募追加型債券投資信託	2	474,194
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	62	568,317
総合計	141	1,922,116
親投資信託	62	-

(注) 百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成26年2月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ。)

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	71	915,382
公募単位型株式投資信託	4	20,995
公募追加型債券投資信託	2	398,496
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	827,320
総合計	137	2,162,193
親投資信託	63	-

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、第24期中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			3,164,400	
有価証券			6,111,656	
前払費用			51,655	
未収入金			94,274	
未収委託者報酬			3,955,580	
未収収益			2,976,612	
関係会社短期貸付金			1,045,000	
繰延税金資産			512,087	
その他			6,968	
流動資産計			17,918,235	93.6
固定資産				
投資その他の資産			1,232,631	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		818,880		
長期預け金		189,700		
敷金保証金		41,117		
繰延税金資産		90,113		
その他		32,819		
固定資産計			1,232,631	6.4
資産合計			19,150,866	100.0

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			90,916	
未払金			2,932,829	
未払手数料		1,955,744		
その他未払金	1	977,084		
未払費用			967,798	
未払法人税等			992,730	
賞与引当金			781,817	
流動負債計			5,766,092	30.1
固定負債				
長期未払金			180,667	
賞与引当金			443,661	
役員賞与引当金			133,047	
退職給付引当金			3,907	
固定負債計			761,284	4.0
負債合計			6,527,377	34.1

		第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			9,393,785	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		9,360,109		
株主資本計			12,611,785	65.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			11,703	
評価・換算差額等計			11,703	0.1
純資産合計			12,623,489	65.9
負債・純資産合計			19,150,866	100.0

(2) 中間損益計算書

		第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			8,122,260	
運用受託報酬			3,667,881	
業務受託報酬			1,085,851	
その他			88,202	
営業収益計			12,964,196	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			5,861,719	
支払手数料		3,737,334		
調査費		1,613,857		
その他営業費用		510,528		
一般管理費			4,863,141	
営業費用・一般管理費計			10,724,861	82.7
営業利益			2,239,334	17.3
営業外収益	1	12,244		
営業外収益計			12,244	0.1
営業外費用	2	166,350		
営業外費用計			166,350	1.3
経常利益			2,085,229	16.1
税引前中間純利益			2,085,229	16.1
法人税、住民税及び事業税			973,592	7.5
法人税等調整額			260,821	2.0
中間純利益			1,372,457	10.6

重要な会計方針

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっておりま す。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第24期中間会計期間末 (平成25年9月30日)	
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の うえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債 の「その他未払金」に含めて表示しておりま す。	

(中間損益計算書関係)

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円) 受取利息 3,187 受取配当金 1,407	
2 営業外費用のうち主要なもの (千円) 事務処理損失 153,469	

（リース取引関係）

第24期中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	545,335	千円
1年超	857,548	千円
合計	1,402,883	千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,164,400	3,164,400	-
(2) 有価証券	6,111,656	6,111,656	-
(3) 未収委託者報酬	3,955,580	3,955,580	-
(4) 未収収益	2,976,612	2,976,612	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,045,000	1,045,000	-
(6) 投資有価証券	818,880	818,880	-
(7) 長期預け金	189,700	189,168	532
資産計	18,261,830	18,261,298	532
(1) 未払手数料	1,955,744	1,955,744	-
(2) その他未払金	977,084	977,084	-
(3) 未払費用	967,798	967,798	-
(4) 長期未払金	180,667	180,160	506
負債計	4,081,295	4,080,788	506

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によりしております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末(平成25年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	818,880	800,000	18,880

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 6,111,656千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第24期中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,122,260	3,667,881	1,085,851	88,202	12,964,196

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
10,714,778	2,249,418	12,964,196

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（1株当たり情報）

第24期中間会計期間 （自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）	
1株当たり純資産額	224,357円75銭
1株当たり中間純利益金額	24,392円74銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,372,457千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,372,457千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の第三部委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 資本金の額 324,279百万円（平成25年9月末現在）
 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	高木証券株式会社	11,069百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	東海東京証券株式会社	6,000百万円	同 上
5	SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	同 上
6	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同 上
7	浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	同 上
8	みずほ証券株式会社	125,167百万円	同 上
9	株式会社京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
10	株式会社南都銀行	29,249百万円	同 上
11	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成25年9月末現在)	事業の内容
1	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	450万米ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年3月19日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMエマージング株式ファンドの平成25年7月27日から平成26年1月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JPMエマージング株式ファンドの平成26年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月27日から平成26年1月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。